



ご存じですか？

成年後見



1 成年後見の必要性

高齢、事故、病気などで判断能力がなくなってしまった場合、預金の管理や保険契約、不動産に関すること、あるいは遺産分割協議などをして法的に無効となります。

実際上も、自分で管理ができない結果、例えば、誰かがかわりに管理していた場合、その管理している人が自分勝手に運用したりするかもしれませんし、また、そのつもりはなくても、他の人から疑われるかもしれません。あるいは、そもそも管理する人がいない場合もあります。そのほかにも、判断能力なく、だまされることもあり得ます。

そのようなことのないよう、ご本人の財産を適正に管理するために、成年後見制度があるわけです。

2 手続の流れ

後見制度を利用したい場合、近親者らが、家庭裁判所に申立をします。

裁判所が、意思能力を判断し、後見相当と判断すれば、後見人が選任されることになります。意思能力がないまでいかないと判断した場合にも、十分な判断能力ではないとして、保佐や補助という制度になることもあります。

後見人は、近親者が指定される場合もありますが、その場合、裁判所の指定する後見監督人が選任されます。

また、例えば、誰か一人の近親者を後見人にした場合にトラブルが予想される場合などは、近親者を後見人に指定することを望んでも、裁判所としては、利害関係のない後見人を選任します。裁判所が近親者以外を後見人や後見監督人を指定する場合、通常弁護士や司法書士が選任されます。

3 後見人選任後はどうなる？

後見人が選任されると、その後、ご本人（被後見人）の財産は、後見人が管理することになります。そして、後見人には後見事務の報酬が発生するので、裁判所の決定した報酬を、ご本人（被後見人）の財産から後見人が受け取るようになります。

他方、後見人は適正に財産管理をした上で、定期的に裁判所へ財産管理の状況を報告しなくてはなりません。

いったん後見人が選任されると、後見制度をやめたい、と思ったとしても、ご本人（被後見人）の意思能力が回復しない限り取消などはされません。

高齢化社会・障害者保護などの見地から成年後見制度の存在意義が高まりつつあります。

どうしたらいいか、お悩みのことがあれば、まずは、ご相談ください。

プロ野球選手の契約交渉

私（西山）は2000年オフに日本野球機構（NPB）が選手の参稼報酬（年俸）契約の交渉に関し、弁護士を代理人とすることを認めた際、プロ野球選手の契約交渉の代理人を務めました。

私は、1998年4月に弁護士登録したので、当時、まだ弁護士3年目でした。

契約交渉は、通常、球団事務所で行います。電話などでの下交渉もありますが、球団事務所での交渉が本番です。球団事務所で行うことは、選手からすれば想像以上にアウェーの環境にあると感じました。

球団は、査定に基づいて提示をしますが、その査定は、球団の一方面的な基準による面があります。投手の1勝、1セーブ、あるいは、野手の1本塁打、1犠打、それぞれの価値が何点であるのか、なんら選手と協議したわけでもないのに、球団が独自に点数をつけているにすぎません。さらには、その合計点が何点であれば、年俸がいくらになるのかの基準も、球団が一方面的に決めたものにすぎません。それでも、選手にも自由な選択権があればフェアですが、FA権を取得しない限り、他の球団との交渉はできません。

球団側は、交渉のプロですから、選手が個人で交渉するのは、相当タフなことであると実感しました。

最後は、統一契約書という全球団全選手統一の契約書で、空欄になっている年俸額欄に、合意した金額を記入したうえで、選手本人が自署して契約成立となります。

何が正しいかについては、いろいろな意見があると思います。ただ、例えば一般企業においても、不義理・不誠実な対応を続ければ、それ自体問題だけでなく、そのうち、まわりの評判を落とし、業績も下がっていくものだと思います。これは、私が日頃どの案件を行うときにも思っていることです。

私に関わった案件ということではありませんが、あまりに一方面的な減額提示を繰り返せば、人はついてこないもので、スター選手も少なくなり、そのうえチーム成績も低迷し、ファンが魅力を感じなくなって観客動員数やグッズの売上げも下がるわけで、減額提示により経費を削減した意味が選手にとってはもちろん、球団にとってもあったのだろうか、「情けは人のためならず」という諺の本来の意味を感じざるを得ません。

当時の新聞記事
東京中日スポーツ
2000.12.22



西山法律事務所

弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 山元 隆一郎

Tel.052-957-1106 info@lwo.jp <http://www.lwo.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号名城ビル6F

執務時間 9:30~18:00 土・日・祝日休

